

港区立保育園給食調理業務委託 事業候補者募集要項

令和6年12月

1 目的

港区では区立保育園の給食について、平成 20 年度から民間委託を実施しており、平成 25 年度からはすべての保育園にて委託による給食調理を行っています。

保育園給食は、衛生管理、食物アレルギー等の乳幼児の健康管理など、きめ細かい対応が必要となります。業務委託実施園の乳幼児に、時間に正確に、安全で質の良いおいしい給食を提供できる最適な事業候補者を公募型プロポーザル方式により選考します。

2 業務概要

(1) 件名

港区立保育園調理委託

(2) 業務内容

本件は、港区立保育園における給食の調理、盛付、配膳、食器及び調理器具の洗浄、消毒等保育園給食業務全般の委託になります。

※詳しくは、【別紙 1】仕様書を参照してください。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（長期継続契約）

本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成 17 年港区条例第 6 4 号）第 2 条第 2 項に基づく長期継続契約に該当します。

【長期継続契約に係る留意点】

ア 発注者の解除権

長期継続契約は、契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合があることをご承知おきください。

イ 業務履行評価の対象

本件は、港区業務履行評価に関する要綱（平成 25 年 1 月 21 日 24 港総契第 2195 号）に基づく業務履行評価の対象契約です。

業務を受注した後、一定期間経過後、定期的に港区が業務の履行状況を確認する業務履行評価を行います。業務履行評価実施後、実施結果が通知されます。業務履行評価の結果が「不良」である場合は契約解除となる場合もあります。

ウ 労働環境の確保策の対象

本件は、港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成 27 年 12 月 28 日 27 港総契第 2185 号）の対象契約です。

【対象契約において必要となる主な対応】

- ・対象契約については、港区が設定する最低賃金水準額を設けています。業務を受注する場合には、労働者等に最低賃金水準額を支払う必要があることに留意してください。
<令和 7 年度最低賃金水準額（改定額）> 給食調理 1,360 円 栄養士 1,700 円
- ・区は、受注者に対して、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請し、受注者に可能な範囲で対応していただきます。
なお、詳細については港区ホームページで公表している「労働環境確保策に関する手引き」をご確認ください。

(4) 委託実施園

複数の保育園への申し込みも可能です。

ア 港区立南麻布保育園（所在地）港区南麻布4-2-29-101（定員）98名

イ 港区立西麻布保育園（所在地）港区西麻布2-13-3（定員）123名

※定員は令和6年4月1日時点であり、今後変更となる可能性があります。

(5) 事業規模

港区立南麻布保育園 年間 29,570,000円程度（税込）

港区立西麻布保育園 年間 32,180,000円程度（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者としてします。各要件は参加申込書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くことになった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 現在、23区内で保育園給食調理業務委託契約実績がある事業者であること。
- (2) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、【別紙2】港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考基準で示すとおり、加点対象とはなりません。
- (8) 【別紙1】仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（7）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同する

こと」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙２】港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考基準を参照してください。）。

4 選考スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要項の公表・配布期間	令和６年１２月１３日（金）から 令和７年１月１５日（水）正午まで
募集要項に対する質問受付期限	令和６年１２月２０日（金）午後５時まで
質問一斉回答	令和６年１２月２５日（水）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和７年１月１５日（水）正午まで
第一次審査（書類審査）	令和７年１月２７日（月）
第一次審査結果通知	令和７年１月２９日（水）
第二次審査 （幼児食提案書審査及びプレゼンテーション）	令和７年２月１０日（月）
第二次審査結果通知	令和７年２月１４日（金）
契約手続き	令和７年３月７日（金）予定
業務委託開始	令和７年４月１日（火）

5 配布書類等

（１）配布場所

- ・ 港区役所７階 子ども家庭支援部保育課運営支援係
- ・ 港区ホームページからも閲覧・ダウンロード可能です。

（２）配布期間等

ア 窓口配布

令和６年１２月１３日（金）から令和７年１月１５日（水）まで

※午前９時から午後５時まで（土・日・祝日を除く。）

※最終日（令和７年１月１５日）は正午まで

イ ホームページ掲載期間

令和６年１２月１３日（金）から令和７年１月１５日（水）まで

（３）配布書類

プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙１】仕様書
- ③ 【別紙２】港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考基準

※施設の図面は、本要項配布期間中（令和６年１２月１３日～令和７年１月１５日）に子ども家庭支援部保育課窓口にて配布します。希望する場合は、必ず事前に電話予約の上、来所してください。

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加申込書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要
- ⑦ 【様式5】企画提案書
- ⑧ 【様式6】見積書
- ⑨ 【様式7】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和6年12月20日（金）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和6年12月25日（水）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月15日（水）まで【必着】

※午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

※最終日（令和7年1月15日）は正午まで

※事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 7階 子ども家庭支援部保育課運営支援係 TEL 03-3578-2475

(3) 提出方法

運営支援係担当者まで 持参または郵送とします。

(4) 提出資料

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
- ② 【様式2】参加申込書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出。
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出。
- ⑤ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出。
- ⑥ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類

※該当する場合のみ提出。【別紙2】港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考基準参照。

- ⑦ 【様式4】事業者概要
- ⑧ 【様式5】企画提案書
- ⑨ 【様式6】見積書

(5) 提出部数

- ア 提出資料①から⑥ 1部
- イ 提出資料⑦から⑨ 正本1部、副本11部

※提出資料⑦から⑨は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。

正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本11部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

- ウ 提出資料（⑦から⑨）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

(6) 提出書類作成上の注意事項

ア 共通事項

- ・ 記入欄は、BIZ UD 明朝、文字サイズは12ポイント以上としてください。
- ・ 副本及び電子媒体については、事業者名を空欄にするか塗りつぶして作成してください。

イ 【様式4】事業者概要

- ・ A4サイズ、1頁以内で作成してください。
- ・ 副本の本社所在地の記入方法は、「都道府県名区市町村名」までとします。

ウ 【様式5】企画提案書

- ・ 様式の枠・レイアウトは固定とします。
- ・ 各項目（※）は、それぞれA4サイズで片面1頁に収まるよう作成してください。
※「1 組織体制」、「2 基本方針」、「3 業務の実施」、「4 衛生管理」、「5 人材育成」、「6 食育」、「7 アレルギー・配慮食対応」、「8 食中毒等の対応」
- ・ A4サイズ、両面印刷で作成してください。
- ・ ページ下部に、ページ数を入れてください。

エ 【様式6】見積書

- ・ 見積金額は税抜で記入してください。
- ・ A4サイズ、1頁以内で作成してください。セルの大きさは固定とします。
- ・ 従事者の構成は、受託した場合に配置可能な構成を記入して下さい。
- ・ 正社員の保育園給食経験年数欄について、基準日を令和6年12月1日としてください。なお、1年に満たない場合は0とせず、実績月数を記入してください。
- ・ 備考欄には、根拠となる事項を詳細に記入してください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 第一次審査通過後は、辞退することはできません。
- (3) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (4) 提出書類等の返却はいたしません。
- (5) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (7) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (8) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (9) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等特別な場合を除き変更することができません。
- (10) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (11) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式7】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たり、プロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) 応募書類については、締切日【必着】厳守とし、提出期限内に届かない場合は受け付けません。
- (7) 郵便事故やメール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (8) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (9) 業務委託に要する費用は、令和7年度予算として成立した額の範囲での契約となり

ます。

- (10) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第 6 号）第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (11) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第 5 条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 連絡先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区子ども家庭支援部保育課運営支援係（区役所 7 階）

電 話：03-3578-2475

メール：minatolll@city.minato.tokyo.jp